

# 保存版

貝塚市教育委員会  
教育長 鈴木司郎  
貝塚市立第三中学校  
校長 山下 勝也

## 暴風警報・特別警報発令に伴う臨時措置について

貝塚市の中学校においては、市教育委員会の指示により、大阪府全域並びに大阪府南部、泉州地域・貝塚市に【暴風警報】または【特別警報】発令時に下記の臨時措置を行います。

なお、その他の警報（大雨・洪水警報など）は含みませんので、各メディアの気象情報などをご確認ください。ご理解ご協力よろしくお願いします。

記

1. 午前7時現在、大阪府貝塚市に暴風警報または特別警報が発令されているときは、臨時休校といたします。
2. 登校後、暴風警報・特別警報が発令されたときは、原則として下校の措置をとりますが、下校の方法などについては、天候の状況に応じて判断いたします。

※ただし、地区により危険が予測される場合には、保護者の判断で登校を遅らせるなど、細心の注意を払っていただきますようお願い申し上げます。

## 地震発生の場合の緊急措置について

貝塚市では、今後、地震が発生した場合、下記により対応いたしますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- ◇ 貝塚市または隣接市町で震度5弱以上の地震が発生した場合
  - 始業前 ……臨時休校となります。
  - 登下校中 ……子どもたちは揺れが収まるまで、その場で安全確保し、揺れが収まったら、学校か家の近い方、安全な方へ移動してください。  
家に家族がいない場合は、学校や知り合いの大人のいる安全な場所に避難してください。
  - 授業中 ……授業は中止（状況により学校待機または引き取りによる下校）し、翌日は臨時休校となります。
  - 放課後 ……翌日は臨時休校となります。
- ◇ 貝塚市または隣接市町で震度5弱未満の地震が発生した場合
  - 学校施設の被害状況や通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかを学校が判断します。各校のホームページ等で臨時休校や時間変更等のお知らせがない限り、通常授業を実施します。

※ 「隣接市町」とは、岸和田市、泉佐野市及び熊取町を言います。